

一 般 質 問

平成26年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	1 番 金子 正直	社会資本整備やその維持改修は、PPP手法の積極的な活用を
2	7 番 原 憲三	災害時に備えた実施訓練及び民間との連携は
3	1 5 番 小沢 長男	(1) 集団的自衛権の行使容認に断固反対を (2) 医療・介護総合法案はやむを得ない措置か (3) 健康遊具の設置で公園を健康増進の場に
4	5 番 戸村 裕司	(1) 保健福祉センターの今後の利活用は (2) 自治会のニーズ掘り起こす人材育成を
5	2 番 曾我 功	比奈窪バイパス開通に伴う対応について

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 社会資本整備やその維持改修は、PPP手法の積極的な活用を	1番 金子 正直
<p>中井町を含め全国の自治体は、今後、厳しい財政状況が続く一方、現在保有している公共施設・インフラの維持改修が必要となっていくことが想定されます。</p> <p>このインフラ等の更新は、災害に対して町民の命と安全を守る「公助」の果たす役割として、できるだけ迅速に取り組むべき課題でもありと考えます。</p> <p>このような厳しい環境を乗り越えていくためには、官民の知恵・ノウハウを結集し、対策を講じることが不可欠であり、パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携：PPP）という官民が連携して公共サービスの提供等を行う手法を活用することで、施設・インフラの新設をはじめ（現在PFI方式が中心）、老朽化した公共施設等の改修、維持保全を効率的・効果的に進めることができる可能性があり、このPPP導入に向け速やかに取り組んでいくことが重要であります。</p> <p>そこで、次の点について伺います。</p> <p>1、町では、主なPPP手法のひとつである指定管理者制度を中央公園にすでに導入していますが、今後、生涯学習センター建設や公共施設・インフラの改修、維持保全へのPPP導入に向けた調査などを開始する考えは。</p>	
【町長答】	
<p>国、地方ともに厳しい財政状況の中、公共事業をはじめとした建設投資は、災害復興やアベノミクスによる経済対策、オリンピック需要などにより、建設需要が高まる一方で、膨大な費用を要する老朽化した公共施設等の維持・更新も、重要な課題となっております。</p> <p>そのような状況の中、民間の資金や経営能力及び技術力を活用することで、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、住民に低廉で良好なサービスの提供を目的としたPPP手法の導入は、新たな公共事業の枠組みとして、法改正などの制度拡充により推進されており、地域経済の振興及び活性化への貢献も期待されております。</p> <p>本町においても、昭和40年代以降に建設された公共施設等が、今後、順次更新時期を迎えることから、人口減少や少子高齢化などによる公共施設の利用需要の変化、さらに財政状況の見通しなどを的確に見込んだ上で、施設の統廃合や維持管理も含め、公共施設の適正配置について検討していく必要があるものと考えております。</p> <p>PPP手法の導入については、金子議員のご質問にございますとおり、老朽化した公共施設等の改修、維持保全などを効率的・効果的に進めるために有効な手法であると認識しておりますが、色々な課題もあろうかと思っておりますので、事例の調査・研究なども踏まえ、今後の公共施設の適正配置についての検討に活かしてまいりたいと考えております。</p>	

【問】 2 災害時に備えた実施訓練及び民間との連携は	7番 原 憲三
<p>日本列島の太平洋沿岸に面した東海・東南海・南海連動型地震の切迫性が叫ばれる中、そのような震災発生時においても、行政はもとより、地域における防災意識、体制の強化を進める必要があることは誰もが認識していることであります。</p> <p>本町においては、防災体制強化を目的に、年に一度重点地域を定め、自治会の自主防災組織や、防災関連機関と連携した防災訓練が行われています。</p> <p>また、震災発生時には、小・中学校・中央公園など5箇所を広域避難場所と開設し、収容保護するよう地域防災計画に位置づけられています。</p> <p>その計画に位置づけられているにもかかわらず、訓練として実効性を伴っていないように思います。</p> <p>そこで、以下の点について伺います。</p> <p>1、災害時に向けた町内全体の宿泊訓練等の実施予定は。</p> <p>2、災害時における、町内企業との共同訓練及び、民間の車を緊急車両とする考えは。</p> <p>3、消防分団詰所に災害時の情報源としてケーブルテレビの設置の考えはないか。</p>	
【町長答】	
<p>本町では、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と、町民の防災や減災に関する意識の高揚と知識の向上を図ること目的に、町民、自主防災会、防災関係機関のご参加を得て、地域に密着した防災訓練を継続的に実施しております。防災訓練等を通じて、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携していく取組みを推進していきたいと考えています。</p> <p>1点目の町内全体の宿泊訓練等の実施予定についてですが、広域避難所の開設・運営や防災資機材の取扱いの習熟だけでなく、机上ではなく体験することにより明らかになる課題等を防災体制や防災資機材の整備等に反映させるため、いままで本町では実施しておりませんが、職員、自主防災会関係者による広域避難所での宿泊を伴う防災訓練も有益であると考えます。担当課に本年度に職員を対象とした広域避難所での宿泊を伴う防災訓練を実施するよう指示をいたしました。</p> <p>次に、2点目の町内企業との共同訓練及び民間の車を緊急車両とする考えについてですが、本町における民間企業と共同での防災の取組みは、本年3月の行政、鉄道事業者、民間事業者により足柄上地域内の帰宅困難者の発生抑制等の課題を検討するための足柄上地域帰宅困難者対策協議会の設立や、昨年度から県が主催するシェイクアウト訓練、いっせい防災行動訓練へ町からも町内企業に参加依頼を行うなどの限られたものとなっているのが現状です。</p> <p>大規模災害の発生時においては、自治体等による緊急支援が開始されるまでの一定期間、民間企業に地域への応急支援を担っていただく協定を締結している他団体の事例もありますが、本町における民間企業と共同での防災の取組みは、今後の課題であると認識しております。</p>	

また、民間の車を緊急車両とすることについては、災害発生時においては町自身も被災するため、車両が不足する場合も考えられますが、町内企業とレンタル機材の提供協定を締結しているほか、職員個人の保有車両も万が一の場合は利用できると思いますので、民間の車両を緊急車両とすることは現時点では考えておりません。

3点目の消防分団詰所へのケーブルテレビの設置の考えについてですが、防災また災害発生時において、消防団に担っていただく役割は非常に大きく、町との情報連絡体制を確保するために、防災行政無線を各消防車両に配備しております。ケーブルテレビは災害時の情報源として有用なものでありますが、消防分団詰所は災害時において一般の町民の方が利用する施設ではなく、また消防団各分団は町災害対策本部及び消防団長の指揮のもとに活動するものであることから、消防分団詰所へのケーブルテレビの設置は考えておりませんが、本年度、防災行政無線の戸別受信機の機能を持つ防災ラジオを試験的に導入する予定ですので、防災ラジオを各分団詰所に設置したいと考えています。

【問】 3（1）集団的自衛権の行使容認に断固反対を

15番 小沢 長男

日本に対する攻撃がなくても、他の国のために武力行使をすることが集団的自衛権の行使です。安倍総理が「お母さんや子どもを守る」と言うが、自民党の石破幹事長が「自衛隊が他国民のために血を流すことになる」と述べています。アフガンでは派兵国の兵士3,435人、07年以降だけで民間人1万7千人の命を奪い、イラクでは4,807人の兵士、12～13万人の民間人が死亡している。自衛隊が他国で武力行使をし、日本を「殺し殺される国」にしてよいのかが問われます。

日本国憲法には「海外での武力行使はしてはならない」という歯止めがあり、アフガン・イラクへの自衛隊派兵法には、「武力の行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」としていた。歴来政権も集団的自衛権の行使はできないとしてきた。安倍政権の解釈改憲により、憲法9条をなきものにした集団的自衛権行使容認は、日本が「海外で戦争する国」になり、アメリカの起こす戦争に全面的に参戦し、多国籍軍への参加が無制限に行えることになる。国民・町民の安全のため、憲法を無視した集団的自衛権行使の容認を断固阻止するために町長の見解を伺う。

町長は以前、憲法質問に答えることを拒否されたが、朝日新聞の改憲と9条改正、集団的自衛権の間に反対されているが心境を伺う。

【町長答】

私は、以前の小沢議員からの一般質問でもお答えしたとおり、日本国憲法が掲げる平和主義の基本原則は、我が国の今日の平和と繁栄がもたらされる上で極めて大きな役割を果たしてきたと認識しており、恒久平和を強く願っています。

私は、日本の安全保障政策は、憲法に基づいて策定されなければならないものと認識しており、政府が1981年に集団的自衛権の行使は憲法上許せないとの政府見解、解釈を明確に示し、その後30年以上にわたって一貫して維持されていることを考えると、憲法の解釈の変更により集団的自衛権を行使しようとする姿勢は、憲法が権力を縛る立憲主義に反するものであると考えています。政府が日本の安全保障、恒久平和のためには集団的自衛権の行使が必要であると考えれば、現行の憲法に定める手続きに従って、その改正を行い、国民的合意を得るべきであると考えことから、政府が従来の憲法の解釈・見解を変更することによって集団的自衛権の行使を容認することに反対するものです。

憲法第9条に基づく集団的自衛権の不行使は、戦後の日本の安全保障政策の根幹をなすものであり、国民的合意を得ています。私は、戦争の惨禍を肌で知り、苦労を経験しています。日本は、再び戦争をしない、恒久平和の国であり続けなければなりません。

【問】 3（2）医療・介護総合法案はやむを得ない措置か

15番 小沢 長男

前議会で、今、国会で審議されている医療・介護総合法案を、私は医療・介護改悪法と言いましたが、町は、「高齢化が深刻な問題として進んでいる中で、やむをえない措置である」と改悪であることを否定しています。

しかし、210の地方議会が「生活を奪う」「受け皿がない」「国は責任をもて」などとして反対や批判、強い懸念を示す意見書を可決していると報じられています。

要支援者向けの訪問・介護サービスを介護保険から外し、160万人を締め出し、特別養護老人ホームの入所は要介護3以上にし、入所待機者52.4万人の内、要介護1.2の17.8万人を入所できなくする。年金収入280万円以上のものは利用料1割を2割にする。高齢者のピークとされる2025年に202万病床を必要としながら財政難を理由に43万床を削減して159万床にする計画です。入院患者の早期退院を促します。患者の入院日数短縮すると治療割合が減少します。病院や介護施設から締め出された人たちの行き場の保障はなく、国民を医療や介護から追い出すものです。文化的な最低生活と生存権を保障する憲法25条を否定するこの医療・介護総合法案はやむをえない措置か。衆議院で全野党の反対を押し切り、自民、公明の賛成多数で可決されたが、町の考えは。

【町長答】

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、効率的かつ質の高い医療提供体制並びに地域包括ケアシステムの構築等を目的とした「医療・介護総合推進法案」が先日の衆議院本会議で可決し、今国会中で成立する見通しとなっております。

介護保険制度の改正については、本年3月議会において議員よりご質問がございましたが、「今回の法改正を踏

まえ、利用者等がサービスの低下とならないよう十分に検討し対応していく」旨の回答いたしました。

議員ご指摘の要支援者に対する訪問介護及び通所介護が市町村の地域支援事業に移行することに関しましては、3年間の経過措置はあるものの、町では現在、町単独事業で行っておりますホームヘルパーの派遣事業を地域支援事業に位置づけ、なおヘルパーを増員し事業の拡充を図る予定としております。また通所事業については、既に地域支援事業で行っている運動器の機能向上を中心とした「はつらつ体操教室」を利用者の心身や身体の状態に応じたサービスとなるよう拡充を図り、また必要に応じて委託による民間の通所サービス等の利用ができるよう、事業者連絡会等を通じて早期に検討したいと考えます。

また、特別養護老人ホームの入所基準の見直しにつきましても、「特例的な入所の基準」を定め、要介護1または2であっても、やむを得ない場合は入所が可能となるよう対応してまいります。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になり、医療や介護を必要とする高齢者も急増することが見込まれます。そのようなことから、持続可能な社会保障制度とするためには、制度の見直しは必要と考えております。

現在、本町では法改正を踏まえた「第6期介護保険事業計画」の策定に着手しておりますが、介護保険運営協議会でも十分に協議していただき、将来も見据え、医療や介護サービスの低下とならないよう努めていくと同時に、必要な財源は国・県等に求めていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

【問】 3 (3) 健康遊具の設置で公園を健康増進の場に	15番 小沢 長男
<p>町内の公園は、子供向けの遊具が少しありますが遊ぶ姿もあまり見られません。</p> <p>いま、全国的に、公園に健康づくりのための遊具の設置が進められています。定年退職後の健康づくりの場として利用され、公園に通うようになったと言う人もいます。「無料なのもいい」「筋力がついて足腰が丈夫になった」ぶら下がり懸垂器などの利用で「ぶら下がると気持ちがいい」などといわれます。</p> <p>腕立て伏せができるグリップを握って腕立て伏せができるアームトレーナー、背板のカーブに沿った背筋を伸ばせる背伸ばしベンチ、腹筋ベンチや吊り輪など大人が楽しく体を鍛えられる健康遊具の設置を考えてみてはどうでしょうか。</p> <p>8種類の健康遊具を使った介護予防啓発事業「運動習慣日」を開いているところや、指導資格を取った地域指導員、養成された介護予防サポーター、地域包括支援センターの職員らが65歳以上の人に健康遊具の効果的な使い方を教えているところもあります。この教室に通い「階段の上り下りが楽になった」と言う人もいるといわれます。</p> <p>老後の健康づくりのために、町内の公園に健康遊具の設置を提案しますが、お考えは。</p>	
【町長答】	
<p>本町では平成19年度のふれあいと交流の里づくり事業におきまして、中井中央公園を起点とした「健康づくりコース」のルート上、5カ所に、ウォーキングと併せて、ストレッチや筋力トレーニングも実施できるよう、健康遊具を設置いたしました。</p> <p>現在、ウォーキング講座において、健康運動指導士による健康遊具の使い方の指導や団体が行う健康づくりウォーキングなどで活用しております。</p> <p>また、「美・緑なかい健康プラン」において、体操やウォーキングなど、どこでも手軽に行える運動を通じて健康増進を図っているところですが、議員ご提案のとおり、公園を活用した健康づくりについては、効果的と考えますので、子どものみならず高齢の方でも、健康づくりを通して公園の利活用が図られるよう推進し、健康遊具の設置については、必要があれば検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p>	

【問】 4 (1) 保健福祉センターの今後の利活用は	5番 戸村 裕司
<p>国の方針で要支援1～2の高齢者向けの訪問・通所介護事業の市町村への移管が具体化しつつある。町も社協に地域包括支援センター運営を委託しており、予防支援に今まで以上に力を入れる方向だ。</p> <p>一方、保健福祉センター開設以来続いてきた、しらすぎ中井デイケアセンターが今年度で閉じられると聞いている。社協のデイケアとして同センターは、託する家庭の安心も高く、介護度が上がっても在宅で、長年、地域で親しんだ方々と最後まで過ごせた方も少なくない。</p> <p>町は今後、現在の働きに見合う保健福祉センターの利活用並びに施策を具体的にどう行っていくのか。要支援1～2を含めた介護予防支援への取り組み、また社協の展開は重要な転換期に来ていると思われる。以上の観点から質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、予防支援の実施主体と内容及び対象者への周知は。 2、今後の保健福祉センターの利活用に関する進捗状況は。またその協議はどのように行われているか。 3、今後の利活用に伴う改修・機器導入などの計画と予算措置は。事業運営の採算性は。 4、介護度の高い高齢者施策の方針は。同センター利用者の行き先に町のかかわりは。 	
【町長答】	
<p>保健福祉センターにつきましては、高齢化社会への進展や家族形態の変化などに伴う保健、福祉ニーズの増大と多様化に即応したシステム形成が求められる中、総合的な相談機能を持つ、多目的な保健福祉活動の拠点として、</p>	

平成7年4月に開設し、平成8年度からは社会福祉協議会にデイサービスを委託し介護の拠点としての役割も担ってまいりました。

その後も急速に進む少子高齢化や核家族化等の進展、更には平成12年には介護保険制度が施行され、町内外にも多くの民間の介護保険事業所が開設されるなど、介護サービスの提供体制も大きく進展いたしました。

そのような中、本町では保健福祉センター本来の機能を発揮すべく、健康づくりや生きがい対策、介護予防の拠点として機能強化を図るため、その利活用について検討しております。

1点目の「予防支援の実施主体と内容及び対象者への周知は」についてですが、平成27年度からの法改正により、要支援者の訪問介護及び通所介護が市町村事業に移行される見込となっておりますが、先程、同僚議員のご質問で答弁したとおり、現在、町単独事業で行っているホームヘルパーの派遣事業及び介護保険の地域支援事業として実施している体操教室を拡充し、町が実施主体となって取組む予定としており、更には民間事業所への委託事業も含めて検討しております。対象者に対しては、利用者の心身や身体の状態等に応じた適切な予防サービスが提供できるよう、地域包括支援センターや担当ケアマネジャー等を介して周知を図っていきたいと考えております。

2点目の「今後の保健福祉センターの利活用に関する進捗状況または協議」については、平成26年度末をもって社会福祉協議会のデイサービスを廃止することが決定されたことも踏まえ現在、町、社会福祉協議会、その他関係機関等により定期的な検討会議を開催し、健康づくり事業や介護予防事業、障害者支援、更には生きがい活動など憩いの場としての利活用について協議をしております。

3点目の「今後の利活用に伴う改修・機器導入などの計画と予算措置、事業運営の採算性」については、各事業やサロン活動等で必要な物品、改修等の必要性が生じる場合は、事業費等も含め、今後の予算措置を考えております。

4点目の「介護度の高い高齢者施策の方針、利用者の行き先に町のかかわりは」については、介護度の高い高齢者を含む要介護者は、民間による介護サービス利用を基本とし、行政、社会福祉協議会、民間がそれぞれの役割を明確にし、全体で高齢者を支える体制づくりに努めたいと考えます。

また、社会福祉協議会のデイサービスを利用されている方や介護職員についても、町内や近隣市町の介護事業所と十分に調整を図り、1人1人の状況に応じたサービス利用に係る移行や就労等の支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 4(2) 自治会のニーズ掘り起こす人材育成を

5番 戸村 裕司

一極集中にともなう自治体「消滅」は既に中山間離島地域では切実な課題となっており、「限界集落」に向き合う中で生まれた優れた施策は地域づくりの最先端と言える。総務省の集落支援員はその一例であり、集落点検等のツールを用い、地域の実態とニーズの把握、担い手の発掘に成果をあげ、支援員自らがノウハウを身につけ、地域づくりのアクターとなっている。

本町は、まちづくり活動支援補助金や各種委員の見直しなどで自治会の独自の取り組みを支援しているが、長期的な活性化につなげるには、年齢性別を問わず、自らの地域を自分たちの手で担うノウハウと信頼を持つ人が増えることであり、町はそうした人材育成に着手すべきである。

集落点検といった客観的な尺度で地域を見つめ、地域の課題を見出すことで、効果的な自治会運営、効率的な自治会支援が可能になると考え、質問します。

- 1、町の考える自治会活動の独自性は、見直された各種委員の役割の範囲のみを想定しているのか。
- 2、町の自治会の人材育成の取り組みは。
- 3、まちづくり活動支援補助金に「自治会」支援員の枠組みを設け、名乗りを上げた自治会に研修の実施も含めて支援する考えは。

【町長答】

本町には大小27の自治会があり、それぞれ地域の防災・防犯や生活環境の向上、住民相互の親睦を図ることなどを目的として、様々な事業活動を実施し、日々、暮らしやすい地域社会づくり取り組んでいられます。こうした自治会活動は、現在の本町においては地域のコミュニティ活動の根幹を成しているものであって、中井町の地域社会を支える重要な活動であると認識しており、町としては、今後とも地域の自治会活動を積極的に支援していくとともに、自治会と相互協力のもと、安心安全で暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、1点目「町の考える自治会活動の独自性は、見直された各種委員の役割の範囲のみを想定しているのか」についてですが、町では、町の施策を地域全体にきめ細かく展開していくため、従来より各自治会から生活環境委員や生涯学習推進員等の、当該役割を担う役員を選出いただき、地域と一体となって施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、近年の急速な社会状況の変容とも相まって、規模や取組手法が違う各自治会に対しての町からの画一的な対応には、様々な課題も生じてきています。こうしたことから、そうした課題を解消し、地域の実情に合った手法で地域の活動を行っていくことができるようにしていくために各種委員の見直し等を行ってきたところであり、その趣旨は、見直しを行った各種委員の役割の範囲のみだけでなく、各自治会の活動全般にわたるものであり、今後とも各自治会の地域性に配慮した形で施策の推進、自治会活動の支援を進めていきたいと考えています。

続いて2点目「町の自治会の人材育成の取り組みは」についてですが、自治会活動がより活性化されるためには、その運営に関わる人材、つまり自治会の役員がキーポイントになると認識しています。こうしたことから、

自治会役員への情報提供や相談支援のほか、本年度は、自治会役員を対象とした自治会活動に関する先進事例研修会を開催し、自治会役員の活動を支援していくこととしています。

3点目「まちづくり活動支援補助金に「自治会」支援員の枠組みを設け、名乗りを上げた自治会に研修の実施を含めて支援する考えは」についてですが、冒頭でご提言いただきました、国の施策である「集落支援員」のような制度を、地域として導入していくことへの町の支援をとの提案かと存じます。

「集落支援員」は総務省管轄の過疎問題懇談会の提言から制度化されたもので、自治体が地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウや知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱し、自治体と連携して当該地域の状況や課題の把握を図り、課題解決に向けた取り組みを主導していくものであると理解しております。多くの先進事例があり、本制度に適った自治体においては、有効な施策であると認識しているところです。

町としては地域の人たち自らが考え実践する活動を積極的に支援していきたいと考えておりますが、現段階においては、制度内容等が未検証であることから、今後、本町の地域における本制度の導入の適合性や必要度、導入効果等を詳細に検証したうえで、支援の枠組みに入れるべきか検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願いします。

【問】 5 比奈窪バイパス開通に伴う対応について

2番 曾我 功

県道77号線の比奈窪バイパスは、1998年のかながわ・ゆめ国体までに完成する予定で着工されました。諸般の事情により、工期が大幅に遅れましたが、工事が再開されています。比奈窪バスターミナル付近は危険な通学路であり、また交通渋滞や水害からの防災という面からも一刻も早く工事完了されることが必要です。そこで、今後の工期と具体的な県道の設計図および役場周辺の土地利用の考え方について伺います。

- 1、道路の完成時期は。
- 2、中井羽根尾線との右折レーン、信号等の接続方法は。
- 3、旧道の取扱いは。
- 4、町は、生涯学習センターの建設との兼ね合いで、役場周辺の土地利用の見直しを掲げられているが、具体的な内容は。
- 5、橋を渡った消防署付近の線引きの見直しは。

【町長答】

長年の懸案でありました比奈窪バイパスについては、事業地内における用地の取得等が3月末をもって解決できたとの報告を載いております。現在は、中井川右岸の橋台工事が行われておりますが、平成27年度中の開通に向けた橋の上部工事や中井羽根尾線までの道路工事、さらには中井羽根尾線の右折レーンの整備工事などを順次発注していくとのことです。

開通後は、バイパスに接続する町道のあり方も変わり車の流れも変わりますので、地域の方や事業者である県、そして信号機の所管である県の公安委員会とも、協議・調整を図りながら、安全で円滑な流れが確保できるよう町としても取り組んでまいりたいと存じます。なお、旧県道においては町へ移管となりますので、移管に際しては県と協議してまいります。

次に、比奈窪バイパスのご質問に合わせて、生涯学習を兼ねた役場周辺の土地利用、さらには橋を渡った消防署付近の線引き見直しに係るご質問を載いております。町の都市マスタープランには、公共公益施設が集まる役場周辺を、活力とにぎわいのある町の中心拠点として、また、県のマスタープランにおいても、町の中心拠点として位置づけを載いております。町としても、核となる生涯学習センターを中心に、人が集まる活力とにぎわいのある交流拠点として、生涯学習センター本体及び、役場周辺の基本構想作りを進めたいと考えております。なお、消防署付近の線引き見直しについては、役場周辺の土地利用と一体的に検討するエリアであること認識しており、第7回線引き見直しにおける案件として県と協議したいと存じます。